合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

一　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

二　この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から二週間以内に書面でその旨ご通知下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三日

掲載頁　一二三頁（号外第四十二号）

令和七年十一月二十日

大阪府大阪市東成区東小橋二丁目九番三号

（甲）ザ・パック株式会社

代表取締役　仲村　直樹

大阪府大阪市東成区東小橋二丁目九番三号

（乙）日幸印刷株式会社

代表取締役　大平　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙、丙、丁及び戊）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　七頁

令和七年十一月二十日

大阪市北区梅田三丁目二番二号ＪＰタワー大阪一四階

（甲）株式会社ＡＣＮ

代表取締役　藤岡　義久

東京都港区芝大門二丁目二番一号

（乙）株式会社ＡＣＮ東日本

代表取締役　宮田　昌利

大阪市北区梅田三丁目二番二号ＪＰタワー大阪一四階　（丙）株式会社ＡＣＮ西日本

代表取締役　宮田　昌利

東京都港区芝大門二丁目二番一号

（丁）株式会社ＡＣＮソリューション

代表取締役　宮田　昌利

東京都港区芝大門二丁目二番一号

（戊）株式会社ＡＣＮコネクト

代表取締役　土井　惇士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一一三頁（号外第一七四号）

令和七年十一月二十日

神戸市中央区浜辺通四丁目一番一一号

（甲）株式会社上組

代表取締役　深井　義博

神戸市中央区浜辺通四丁目一番一一号

（乙）ＭＣＫＧポートホールディング株式会社　代表取締役　前田　和也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　六十二頁（号外第二〇四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

愛媛県松山市大街道二丁目四番地一四

（甲）株式会社ファースト

代表取締役　日野加代子

愛媛県松山市築山町七番五号

（乙）有限会社松山湊町アイススケート

取締役　日野　洋一

愛媛県松山市築山町七番五号

（丙）愛媛造林有限会社

代表取締役　日野　二郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　九十四頁（号外第二五〇号）

令和七年十一月二十日

千葉県木更津市潮浜二丁目六番地四

（甲）株式会社ティ・エス・シー

代表取締役　和間　真一

愛知県豊橋市牟呂町字西明治川東一番地

（乙）マルナカウッド株式会社

代表取締役　中野　修

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二〇頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

広島県広島市中区八丁堀一六番一一号

（乙）株式会社キリンビバックス

代表取締役　竹原　佳孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十二頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

大阪府大阪市北区大深町四番二〇号

（乙）関西キリンビバレッジサービス株式会社　代表取締役　尾崎　靖幸